

2019年度 ひまわり基金 助成事業

団体助成金 募集要領

1 助成の目的

当助成事業は、埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に寄せられた県民の皆様からの寄付金を財源として設置する「ひまわり基金」により、県内の地域福祉を積極的に推進する団体等が行う創意工夫のある活動に対して助成を行い、地域における民間社会福祉活動の推進と振興を図ることを目的とします。

2 助成の種類

(1) 地域共生社会づくり活動助成

高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会の実現を目指し、地域住民が主体的に福祉課題を解決する取組みを支援します。

(2) 活動環境整備助成

行政等からの支援が受けにくい法人格の無い民間の団体やボランティアグループの活動資機材の購入や整備費用を助成し、活動の基盤整備を支援します。

3 助成概要

(1) 地域共生社会づくり活動助成

助成対象事業	対象経費	対象団体
地域における住民主体の福祉活動 ・孤立防止の支援を目的とした活動 ・子ども・家庭支援を目的とした活動 ・生活困窮の支援を目的とした活動 ・罪を犯した方の社会復帰（更生保護）の支援を目的とした活動 ・その他の活動 (例) 居場所づくり、サロン活動、見守り・訪問活動、仲間づくり活動、外出支援活動など	○講師等謝金 ○旅費交通費 ○会場費 ○物品借上費 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○消耗品費 ○その他県社協会長が認める費用	法人格の有無は問わないが、非営利であること（ボランティアグループ、自治会、町内会、社会福祉協議会等）。 かつ、以下「4対象団体」の要件を満たすこと。

(2) 活動環境整備助成

助成対象	対象経費	対象団体
活動資機材の購入や整備費用	○資機材購入費 ○資機材整備費 ○その他県社協会長が認める費用	地域福祉活動を行う法人格の無い民間の団体・ボランティアグループ。 かつ、以下「4対象団体」の要件を満たすこと。

ただし、いずれの助成事業ともに下記の経費については対象外とする。

- 1) 食料費
- 2) 宿泊費
- 3) 団体、グループ内の運営経費（光熱水費、会報・記念誌発行費、事務経費等）
- 4) 団体、グループ内での研修会・親睦会を主とした事業経費

4 対象団体

上記「3助成概要（対象団体）」の要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ・埼玉県内に所在し、かつ活動地域が埼玉県内であること。
- ・団体としての活動実績が1年以上あること。ただし、1年以上の継続性が見込まれる活動については、その限りではない。
- ・特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。
- ・団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。
- ・前年度に県社協が実施した基金助成を受けた団体でないこと。

5 対象実施期間

2019年4月1日～2020年3月31日まで

6 助成額

助成金額 1団体上限10万円（助成金額は千円単位）。

なお、対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成する。

7 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を団体の住所がある「市町村社会福祉協議会」あてに提出ください。

ア	助成金申請書（様式第1号）
イ	助成事業計画書（別紙1）
ウ	団体概要資料【会則（法人は定款）、役員（会員）名簿、事業計画書、予算書、事業報告書、決算報告書、機関誌、パンフレット等】
エ	見積書または金額が分かる資料【活動環境整備助成（資機材の購入、整備）を申請する場合】

※実施要領、申請書等は本会ホームページよりダウンロードできます。

◆埼玉県社会福祉協議会ホームページ（地域福祉活動への助成金ページ URL）

<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/perf/kikin/>

※書類に不足があると受理できません。

※原則、提出書類の返却はできません。

(2) 申請期間

2019年3月5日（月）～5月7日（火） 【必着】郵送または持参

(3) 浦和競馬こども基金及びふれあいの詩基金への同時申請について

- ・本会が運営している浦和競馬こども基金及びふれあいの詩基金に同時申請することが可能です。同時に申請する場合は、上記（1）提出書類「ア 助成金申請書（様式第1号）」をそれぞれいただきますが、添付書類（会則・役員名簿等）は、1部だけ提出ください。ただし、助成決定は、いずれかの基金ひとつとなります。

詳細は、各募集要領を御確認ください。

[参考:他の基金概要]

基金	目的
浦和競馬こども基金	様々な困難を抱えた概ね20歳未満の子どもへの支援
ふれあいの詩基金	障害者の社会参加活動を進めるボランティア活動の振興

8 助成事業実施における留意事項

(1) 本基金の助成が決定した場合、助成を受けていることを以下のとおり標示してください。

ア 研修等を実施する場合

案内チラシ及び研修資料等に、以下の文言を入れてください。

「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 ひまわり基金助成事業」

イ 備品等購入の場合

助成決定後、本会から提供するシール（ひまわり基金助成事業を示すシール）を備品等に貼付していただきます。

(2) 事業を変更する場合

助成決定した事業内容に変更が生じる場合は、速やかに県社協まで連絡してください。

(3) 次の事項に該当する場合は、助成金の金額又は一部を返還していただきます。

ア 申請内容に虚偽があることが判明したとき。

イ 事業が事業実施期間（2019年4月1日～2020年3月31日）内に実施されないとき。

ウ 申請した事業以外に助成金を使用したとき。

エ 事業縮小又は廃止などにより助成金が不要になったとき。

(4) 申請後の流れ

交付可否の通知	審査を経て、交付決定通知書（様式第2号）により、7月下旬をめどに申請者に通知します。
実績報告書の提出	助成事業終了後、以下を県社協あてに提出してください。 ①提出書類等 ア 実績報告書（様式第3号） イ 事業実施が確認できる写真及び成果物（パンフレットや資料） ウ 購入物等の領収証等の写し エ 事業成果表（別紙2） ②提出期限 助成事業の完了後、30日以内。

9 問い合わせ先

埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター

（地域福祉部 地域活動支援課） 助成事業担当

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

TEL：048-822-1435 FAX：048-822-3078

Eメール：vc@fukushi-saitama.or.jp

※封筒には「ひまわり基金団体助成金申請」と明記してください。